

# 別紙 ランドオンライン約款

## 募集型企画旅行契約の部

### 別表第一 取消料（第十六条第一項関係）

#### 1. 国内旅行に係る取消料

（略）

#### 2. 海外旅行に係る取消料

区分	取消料
（一） 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
（略）	（略）
（二） 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
（略）	（略）
（三） 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
注 「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。	
備考 （一） 取消料の金額は、契約書面に明示します。 （二） 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

## 受注型企画旅行契約の部

### 別表第一 取消料（第十六条第一項関係）

#### 1. 国内旅行に係る取消料

（略）

#### 2. 海外旅行に係る取消料

区分	取消料
（一） 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
（略）	（略）
（二） 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
（略）	（略）
（三） 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 （一） 取消料の金額は、契約書面に明示します。 （二） 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

※上記以外は標準旅行業約款と同一の内容である。